

制限付一般競争入札説明書

この制限付一般競争入札説明書は、浦添市が発注する業務委託に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名：浦添市観光設備（公衆無線 LAN）整備業務委託
- (2) 業務概要：別紙「浦添市観光設備（公衆無線 LAN）整備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：規約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 12 日（金）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 浦添市契約規則（昭和 55 年規則第 4 号）第 17 条の規定に基づく審査により、本入札の参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 正当な理由がある場合を除き、落札確定後、契約を締結すること。
- (4) 浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 事業を実施するための事業所を沖縄県内に有していること。
- (10) 別紙仕様書に定める内容を遂行できること。
- (11) 過去 5 年間に於いて、国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体の有する施設において公衆無線 LAN 環境整備業務の実績を有していること。
- (12) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく登録電気通信事業者であること。

3 入札参加申込について

本入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請を行い、参加資格審査を受け、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない（交付を受けていない者は入札に参加できない）。

(1) 提出書類（各一部）

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書 ※様式有
- ② 入札保証金確認書（事前確認） ※様式有
- ③ 業務実績書 ※様式有
- ④ 業務実績書に記載した業務の契約書・仕様書等（履行完了がわかる資料含む）の写し
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 電気通信事業法に基づく登録電気通信事業者であることの証明（写し可）
- ⑦ 国税、県民税及び所在市町村民税の納税証明書（写し可、発行より3ヶ月以内のもの）

(2) 提出期限 令和2年5月7日(木) 午後5時まで

(3) 提出先 浦添市役所行政棟5階 観光振興課（浦添市安波茶 1-1-1）

(4) 提出方法 3(3)に記載する場所へ持参すること。

(5) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ウ 提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
- エ 審査結果は令和2年5月8日(金)までに電子メールにて通知する。

4 仕様書等

提出書類及び仕様書等の入札に必要な書類は、浦添市公式HPにより配布する。

5 入札方法等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送、電報及び伝送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札回数は3回を限度とし、その都度最低入札価格を公表する。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (5) 入札書は次のことを表示し、押印すること。
 - ア 入札年月日
 - イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
 - ウ 宛名は「浦添市長 松本 哲治」とすること。
 - エ 件名
 - オ 入札金額
- (6) 落札の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (7) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印して行わなければならない。
- (8) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

6 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和2年5月11日(月) 午後3時

場 所：浦添市役所行政棟6階 601会議室

7 入札保証金

見積もりに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、浦添市契約規則第19条第1項各号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

浦添市契約規則第25条により、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は浦添市契約規則（昭和55年規則第4号）第24条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者数又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うものとする。

1 0 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。再度入札をしても落札者がいない場合も同様とする。

1 1 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、浦添市契約規則第 6 条第 1 項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1 2 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札をしたものは入札後、説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方は、浦添市契約規則及び浦添市競争契約入札心得、その他関係法令を遵守しなければならない。

1 3 問い合わせ先

〒901-2501 浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
浦添市役所 市民部経済観光局 観光振興課
電話番号：098-876-1246（直通）

担 当：渡慶次

Email：kanko@city.urasoe.lg.jp

本市ホームページ(URL)：http://www.city.urasoe.lg.jp